

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	14	府 省 庁 名 経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 事故炉の廃炉等を行う原子力事業者（以下「廃炉等実施認定事業者」という。）が、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」という。）に、廃炉等に要する資金を積み立てる「廃炉等積立金制度」について、廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当するとして得た額については、収入金額から控除される措置が講じられている。 ・ 特例措置の内容 適用期限を5年間延長する。		
関係条文	地方税法附則第9条第19項 地方税法施行令附則第6条の2第5項		
減収見込額	[初年度] (▲1,260) [平年度] (▲1,260) [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保 （２）施策の必要性 平成29年に原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。以下「機構法」という。）が改正され、毎事業年度、廃炉等実施認定事業者が、機構が通知した額を、廃炉等積立金として、機構に積み立てる「廃炉等積立金制度」が創設されるなど、廃炉等の着実な実施に向けた措置等が講じられた。 あわせて、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28年12月閣議決定。）において、「廃炉・汚染水対策については、原則として、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要である。廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、必要な資金の捻出に支障を来すことのないよう、規制料金下にある送配電事業における合理化分についても確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とすることとし、託送収支の事後評価における特例的な取扱い等を含んだ制度整備を行う。」とされたことを踏まえ、必要な省令改正が行われた。 現在、廃炉等実施認定事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東電HD」という。）は、グループ全体で総力を挙げて廃炉等積立金の原資を捻出しており、送配電事業を営むグループ会社の東京電力パワーグリッド株式会社は、送配電事業における合理化分を、廃炉等積立金に相当する額として、東電HDに支払っている。また、第五次総合特別事業計画（2026年1月認定）においても、送配電事業から、引き続き、廃炉等に要する資金を捻出することとされている。 今回延長を要望する廃炉等積立金に係る収入割の特例措置は、廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とする観点、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避		

	する観点から必要とされている。 廃炉等認定事業者により廃炉作業が今後ますます本格化する中、廃炉等に要する資金の確実な確保は引き続き必要不可欠であるところ、本特例措置について、延長を要望する。
本要望に 対応する 縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	廃炉等の適正かつ着実な実施の確保
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
		同上の期間中の達成目標	年2,600億円程度の廃炉に必要な資金の確保 （以下、第五次総合特別計画より該当箇所抜粋） 東電は、長期にわたる廃炉の資金需要に適切に対応できるよう、基本方針にあるとおり、廃炉については3,000億円/年程度を負担していくべく、東電グループ全体で総力を挙げて資金を捻出し、廃炉に必要な金額を十分かつ確実に積み立てていく。とりわけ、東電PGは、これまで同様、非連続な経営効率化等の取組を通じて、年平均約1,200億円程度を捻出し、この資金を優先的かつ確実に廃炉に充てていく。こうした取組を通じて、経済事業の状況や収益の変動に左右されない持続的な廃炉体制を確立していく。
		政策目標の達成状況	廃炉等積立金を積み立て始めて以降、年2,600億円程度の積立を行ってきている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用件数：1件 適用事業者：1者
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を延長することにより、引き続き、廃炉等実施認定事業者による適正かつ着実な廃炉等の実施を確保することができる。仮に本租税特別措置がない場合、減収額相当約13億円分について、別の手段で資金を確保する必要が生じ、達成目標である年2,600億円程度の廃炉に必要な資金の確保が難しくなる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の 妥当性	長期にわたる廃炉等を適正かつ着実に実施する上で、廃炉等実施認定事業者が、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とすること、及び、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避することは、政策目標を達成するために重要であり、本措置は妥当である。
これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績		適用件数：１件 適用事業者：１者
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		【令和４年度】（法人事業税）１,２２１億円 【令和５年度】（法人事業税）１,２１２億円 【令和６年度】（法人事業税）１,２４２億円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		—
	前回要望時の達成目標		適正かつ着実な廃炉の実施の確保
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		年２,６００億円程度の積立を着実に行ってきており、適正かつ着実な廃炉の実施の確保を行っている。

これまでの要望経緯

平成 29 年度 創設
令和 4 年度 延長要望

別紙：要望内容と自己点検の関係

措置名：廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長

○自己点検においては、短期アウトカムである年 2,600 億円程度の積立を行うことについて、「廃炉等積立金を積み立て始めて以降、年 2,600 億円程度の積立を着実にやっている。」と評価した。

○本税制措置は、廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当する分として得た額を、着実に廃炉等に当てることを可能とする観点、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避する観点から必要とされているものである。

○また、中期アウトカムとして、将来的に発生するデブリ取り出し等に向けた資金として 8 兆円を確保することと設定している。デブリ取り出し完了の具体的時期は見通せないが、廃炉等積立金の残高は約 7,500 億円であり、今後も 8 兆円に向けて着実に積立を行っていく必要がある。

○そのため、引き続き本税制措置を継続するための要望をさせていただきたい。

(注) 自己点検結果を踏まえ、例えば次の点に留意した上で、点検結果をどのように要望内容に反映したのか具体的に記載すること。

- ・ 短期的なアウトカムを達成できていない措置…達成できていない事実やその背景を踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 適用実績がなく、アウトカムを評価できないもの…政策効果が検証できないことを踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 中長期的なアウトカムを達成した措置…目標を達成したにも関わらずさらに延長等をする必要性